

令和8年度デジタル広告による県政情報発信業務委託に係る
プロポーザル募集要項

1. 競技に付する事項

- (1) 業 務 名：令和8年度デジタル広告による県政情報発信業務
- (2) 目 的：デジタル広告を用いた戦略的広報（以下、「デジタルプロモーション」という。）の事業効果を最大限に高めるため、受託者が有する高い業務遂行能力、企画力、デザイン力等の専門性を活用することを目的として、公募型プロポーザルを実施する。
- (3) 業務内容：令和8年度デジタル広告による県政情報発信業務委託基本仕様書のとおり
- (4) 契約期間：契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (5) 限 度 額：19,800,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

2. 参加資格

提案競技に参加可能な者は、以下の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または、同等の資質を有する者。
- (3) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (4) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること（インターネット接続環境があることを前提とする。）。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (6) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3. 提案審査への応募

- (1) 募集期間
令和8年4月3日（金）から4月17日（金）正午まで

(2) 提案方法

以下①の提出物について、4月17日（金）正午までにEメールにより以下のメールアドレスあて提出すること。なお、必ず電話にて着信を確認すること。

その後、残りの②～⑤の提出物（いずれも提出必須）について、4月21日（火）正午（必着）までに持参または郵送で3部提出すること。また、データについてもEメールにより以下のメールアドレスあて提出すること。

なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、⑥～⑪に定める入札参加資格申請時の必要書類を併せて1部提出すること。

(提出物)

- ① 企画提案競技参加申込書（様式1） Word ファイル又はPDF ファイル
- ② 企画提案書（様式2）
- ③ 見積書（様式自由）
- ④ 誓約書（様式3）
- ⑤ 企画内容プレゼン書類（様式任意、A4 サイズ）
- ⑥ 営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- ⑦ 取扱商品等調書
- ⑧ 納税証明書（県税）
- ⑨ 納税証明書（地方消費税）
- ⑩ 登記簿謄本
- ⑪ 定款（写し）

(提出先等)

〒870-8501

大分県大分市大手町3-1-1

大分県企画振興部広報広聴課（担当：御手洗）

E-mail : a10400@pref.oita.lg.jp

電話 : 097-506-2098

(3) 企画提案書（企画の作成方法）

以下(ア)～(カ)の項目について、別添3「令和8年度デジタル広告による県政情報発信業務に係るプロポーザル審査基準」を踏まえた上で、実際の事業をイメージできるよう画像や図表等も用いて提案すること。

(ア) 全体の広告費

- ・SNS等の広告媒体に支払う広告費（管理運用費を除く）の総額を示すこと

(イ) テーマに応じた広告の企画

デジタル広告年間計画のグループAから1テーマを選びデジタルプロモーションを実施する際の企画案を次のとおり示すこと

- ・広告デザイン（静止画を原則とすること）及び広告文（タイトルやディスクリプションなどのテキスト）

- ・ 広告期間
- ・ ターゲティング（地域、年齢、性別、興味・関心等）
- ・ フリークエンシーキャップ
- ・ 使用する広告媒体（X、Facebook、Instagram、LINE、YouTube、GDN、YDN 等）と媒体ごとの広告費
- ・ ランディングページ等におけるタグの埋め込みやGoogle アナリティクス上でのイベントトラッキングの設定等、広告の効果（クリック数等）を測定するための効果的な手法
※タグを埋め込むページや埋め込むコード、イベントトラッキングの設定内容等についてもテーマごとに具体的に示すこと
- ・ Googleアナリティクスで効果計測ができないページについては代替案を提案すること
- ・ 次回以降の出稿に活用できるような効果的なリターゲティングリストの設定

（参考：グループAの各テーマに関連するHP）

- ・ 大分県職員採用選考（獣医師）
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/11200/saiyou-jyuuisi.html>
<https://oita-jyui.com/>
- ・ おんせん県おおいた就農・就業応援フェア
<https://oita-fair.com/>
- ・ 県公式LINEアカウント「子育て支援機能」
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12470/kosodate-line.html>
- ・ 建設産業の3Kイメージの払しょく・魅力発信
<https://www.pref.oita.jp/site/n-kennsetsugyou/n-pr.html>
- ・ おおいた教職フェアの募集
<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/fair-startprogram01.html>

（ウ）閲覧情報の整理・分析

- ・ 広告出稿から一週間後の中間レポートのイメージを示すこと。
- ・ 広告期間終了後の効果測定レポート（閲覧情報を集計・分析し、改善点や評価等を盛り込んだもの）のイメージを示すこと。

（エ）デジタルプロモーションの実績

- ・ 過去2年程度のデジタルプロモーション（Googleアナリティクスを活用したリターゲティングやGoogle広告用MCC、Googleタグマネージャー等の運用を含む）の実績を示すこと。

（オ）事業スケジュール及び事業実施体制

- ・ 打合せの際に使用するヒアリングシートの様式を提案すること。あわせて、シートの記載例や、記載内容と広告設定との関係、事業課が記載する際のポイントなどを説明すること。
- ・ 県との打ち合わせ、ターゲティング、タグの埋め込み、イベントトラッキングの設定、リターゲティングリストの設定、広告政策・校正、広告出稿、出稿一週間後報告・分析・助言、出稿内容調整、結果・改善等の報告やアフターフォローという事業スケジュールが分かるように示すこと。

- ・契約後から契約期間終了までにデジタル広告年間計画に基づいて出稿する前提で示すこと
- ・仕様書記載の1テーマあたりのスケジュールに準じたスケジュール、及びフォロー体制を示すこと
- ・事業実施体制を分かりやすく示すこと

(カ) 追加提案

- ・本事業の効果を高める追加企画を提案すること

(4) その他

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式4）」を提出すること。
見積もりにおいて、消費税については、小数点以下切り捨てとすること。

4. 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、3（2）に記載したメールアドレスあてに、「質問票（様式5）」にて、令和8年4月16日（木）正午までに照会すること。なお、必ず電話にて着信を確認すること。質問に対する回答は、随時、県庁ホームページにて公表する。

5. 審査について

(1) 審査について

企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。

なお、提案競技参加者が多数の場合、大分県広報広聴課長は予備審査を行うことができる。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての企画提案者にメールで通知する。

審査委員会は令和8年4月27日（月）にオンラインにて行う。

(2) 審査委員会は、オンラインで行う。

① 日時

令和8年4月27日（月）午後（予定）

② 時間配分

プレゼンテーション15分以内、委員から質疑15分程度を予定

③ オンラインの方法について

Zoomのオンライン会議サービスを使用して実施する。大分県が主催者として開催するので、対応可能なWeb会議環境を準備すること。

(3) その他注意事項

① 補完資料について

説明にあたっての補完的な資料の提出は認めない。ただし、プレゼンテーションにおいて、その内容を画面共有するものはこの限りではない。

② 質疑応答時の注意事項

委員の質疑には要領よく明確に答え、委員への質問は避けること。

(4) 審査結果について

審査結果は、令和8年5月8日（金）を目処に審査委員会に関係する全ての企画提案者に対してメールにより通知する。

(5) 委託候補者について

最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。ただし、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

6. その他

- (1) 委託先に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。なお、初回の打ち合わせは県と日程調整の上、早期（5月中旬頃）に行うこと。
- (2) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- (3) 参加団体による企画提案書の作成、提出等に要する経費は負担しない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。
- (5) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (6) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (7) 本事業に関連して、国や県、市町村の補助事業や委託事業の採択等を受けている（受ける予定）である場合、必ず事前に申し出ること。（申請中のものも含む。）
- (8) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

7. 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県企画振興部広報広聴課

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 県庁本館3階

E-mail : a10400@pref.oita.lg.jp

電 話 : 097-506-2098

担 当 : 御手洗